

当麻町産材活用促進事業補助金

注文住宅版



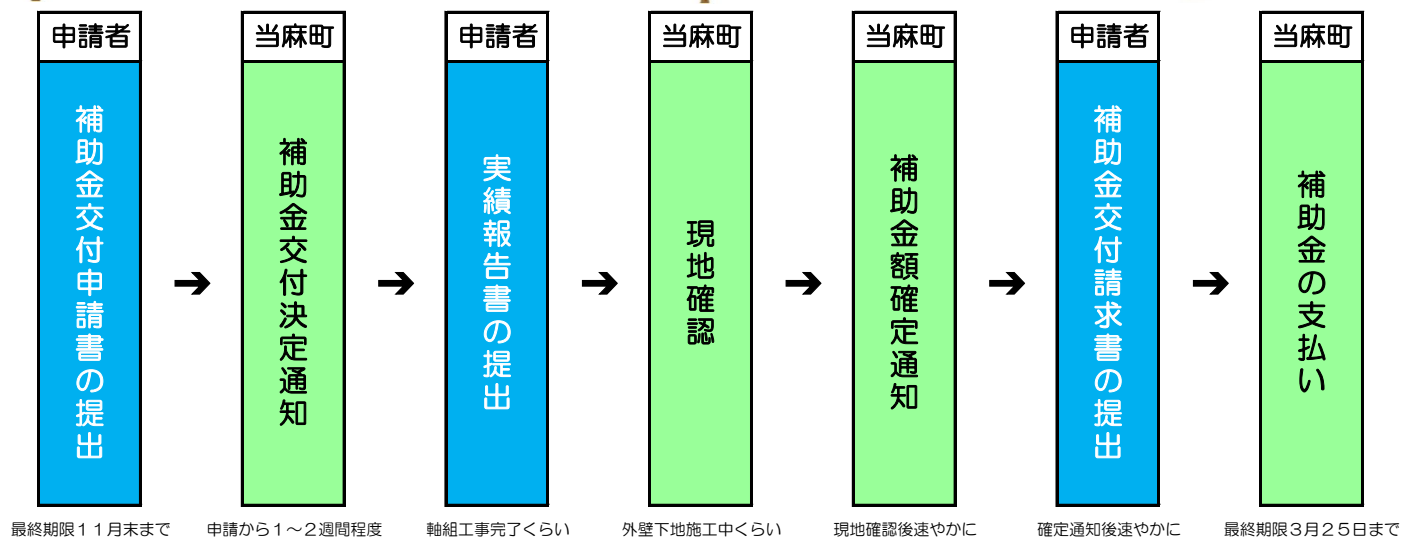
定住促進を目的とし当麻町産材を活用し住宅を新築する者に対し町産木材材料費を補助します。

対象住宅	◆ 当麻町内に新築 ※1 される注文住宅 ※2 とする ◆ 当麻町内に新築される店舗併用住宅のうち、注文住宅の用途に供する部分とする ◆ 注文住宅と同時に施工する車庫、物置等の整備とする ◆ 新築される注文住宅の木材全体使用量の内、町産材使用量が50%以上使用すること ◆ 対象とする町産材 ※3 は構造材及び内外装材とする ※4 ◆ 内外装材はとど松又はから松の羽目板で、50m²以内を対象とする ※5 ◆ 町産材購入に際し、国、北海道、当麻町、その他公共的団体等からの交付金等を受けていない注文住宅とする ◆ 当麻町産材活用促進住宅等新改築プロジェクトの取り組みに同意した建主及び同意した施工業者が建設した注文住宅
対象者	◆ 当麻町内に町産材を使用した注文住宅を新築し、当該住宅に居住する者 ◆ 対象者及び同一世帯に属する者全員が町税等を滞納していないこと
※1 新築とは区画された土地又は現に建築されている建物を撤去した土地に住宅を建築することをいう ※2 住宅とは自己の居住の用に供し、不動産登記法(平成16年法律第123号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)上の家屋とし、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定められた構造を有するもので、法令に違反がないものをいう ※3 町産材とは地域材のうち、当麻町内の森林から産出した原木を、建築用製材及び集成材に加工し製品化された木材をいう ※4 運搬費、プレカット料及び施工費等は対象外とする ※5 内外装材のみの使用は補助対象外とする	

補助金額	250万円を限度とする（補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする）
------	--



申請から補助金支払いまでの手続きの流れ





手続きに必要な書類（交付申請時、実績報告時にそれぞれ提出する書類です。）



注文住宅版

交付申請時に必要な書類

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 事業実施計画書（第2号様式）
- ③ 当麻町内で産地証明を発行できる企業の販売額内訳明細書（町産材販売数量内訳書含む）
- ④ 建築確認通知書又は建築工事届の写し
- ⑤ 付近見取図、平面図、立面図、各伏図等（番付入プレカット図、木取票）
- ⑥ 個人情報目的外利用に関する同意書（第3号様式）※1
- ⑦ 誓約書（第4号様式）
- ⑧ 当麻町産材活用促進住宅等改築プロジェクトに関する確約書（第5号様式その1）
- ⑨ その他町長が必要と認める書類

※1 町外から転入される方は、現在お住まいの市区町村から発行される納税証明書（税額の記載のない、市区町村税の滞納がないことが分かるもの）

実績報告時に必要な書類

- ① 実績報告書（第9号様式）
- ② 町産材を購入した領収証の写し（町産材購入数量内訳書含む）
- ③ 町内で伐採された木材として確認できる書類（産地証明書）
- ④ 竣工図（変更がない場合は省略可）
- ⑤ 町産材を使用している箇所が確認できる写真 ※1
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

※1 材料搬入集積状況がわかるもので、ラベル・現場名がわかる写真
 軸組全景・土台・柱・梁・束・母屋がわかる写真（アップの写真は不要です）
 町産材ラベルが貼ってあることがわかる写真
 隠蔽部分（土台・大引・小屋裏など）がある場合はその写真
 隠蔽部分がある場合は写真にて確認しますので、すべての隠蔽部分がわかるように撮影してください
 撮影方向がわかる図面の添付など工夫して撮影してください

補助金請求時に必要な書類

- ① 補助金交付請求書（第11号様式）※1

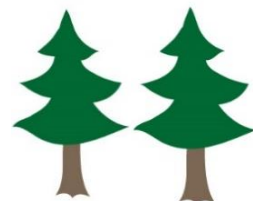
※1 振込口座、本店・支店、普通・当座、口座番号（7桁）、口座名義人（カナ含む）を記入してください。

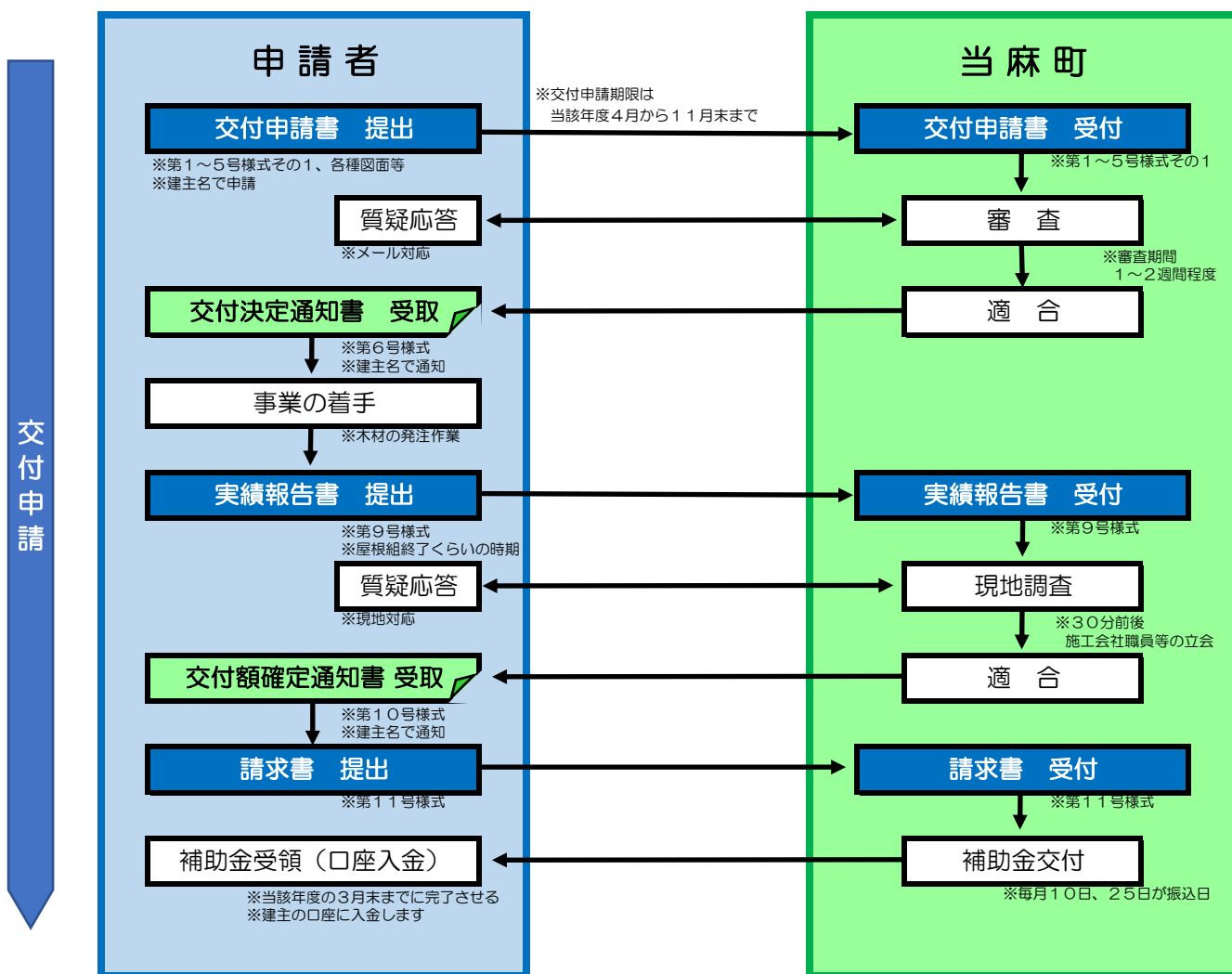


手続きに関する注意事項



- ・提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- ・不正な手段により補助金を受けた場合は、補助金の交付を取消すことがあります。
- ・補助金を他の用途に使用した場合は、補助金の交付を取消すことがあります。
- ・要綱に違反した場合は、補助金の交付を取消すことがあります。





申請窓口・お問い合わせ先

当麻町 建設水道課 建築係 ☎（0166）84-2111
〒078-1393 上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

